

第12回 定時株主総会

# 招集ご通知

開催日時 |

2026年6月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

開催場所 |

新横浜プリンスホテル  
4階「若菜」  
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地

決議事項 |

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社ソシオネクスト

証券コード：6526

# 基本理念

ソシオネクストグループは、新しいサービス・製品の差別化のために独自の先端S o Cを開発しようとするお客様のパートナーとして、また、進化する半導体エコシステムにおいてファウンドリー・O S A TをはじめI P ・ E D A ツール・ソフトウェアに至るまで最新の技術を提供するサプライヤーのパートナーとして、お客様、さらにはその先にいる世界中の人々に新しい価値を提供し、豊かな社会の実現に貢献していきたいと考えています。

## M i s s i o n (企業としての使命)

- ・ Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.

## V a l u e s (重視する価値観)

- ・ C h a n g e  
非連続な変化への適応。ビジネス・技術・マインド・オペレーション等環境の変化に合わせて我々自身も変化していく。
- ・ T e c h n o l o g y  
最先端技術の追求により、世界のイノベーションを支える開発競争力を持つ会社を目指す。
- ・ G r o w t h  
私たちの成長が株主・お客様・パートナー・社員等のあらゆるステークホルダーへの貢献に繋がる。
- ・ S p e e d  
ダイナミックかつ急激に変化する市場・お客様への迅速な対応。
- ・ S u s t a i n a b i l i t y  
お客様・パートナー・社会との共生により持続可能な未来を創る。

## 株主の皆さまへ

---

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、2018年以降、ビジネスモデルの転換や成長分野／先端分野へのシフトなど大胆な変革を進めてまいりました（「第一の変革」）。さらに、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「第二の変革」を進めており、その結果、成長分野での商談獲得金額も3,000億円程度の規模に拡大し、確実に売上拡大に繋がってきております。

第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の売上高は、中国車載向け新規量産品の出荷が本格化したことで増加し、2,008億34百万円（前期比6.5%増）となりました。また、営業利益は製品原価率の上昇、先行開発投資の継続などにより、123億54百万円（前期比50.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は87億33百万円（前期比55.4%減）となりました。

期末配当金は、1株当たり25円とし、2026年6月4日を支払開始日とすることといたしました。これにより、中間配当金（1株当たり25円）と合わせた年間配当金は、前期と同額となる1株当たり50円となりました。

今後も、グローバルな開発基盤の強化、生産・調達体制の構築に加え、半導体エコシステムを形成するグローバル企業との関係強化をさらに進め、将来の持続的な成長を実現するためにさらなる変革を進めてまいります。

引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2026年6月

代表取締役会長兼CEO  
**肥塚 雅博**



証券コード 6526

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23

**株式会社ソシオネクスト**

代表取締役会長兼CEO 肥 塚 雅 博

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.socionext.com/jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ソシオネクスト」または「コード」に当社証券コード「6526」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
  2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地  
新横浜プリンスホテル 4階「若菜」
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第12期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
    2. 会計監査人および監査等委員会の第12期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件          |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件       |

以 上

- ~~~~~
- 書面交付請求をされていない株主様には、招集ご通知のほか、株主総会参考書類および議決権行使書用紙のみをお送りいたしますので、電子提供措置事項のうち、その他の事項については、上記のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。
  - 書面交付請求をされた株主様には、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、以下の事項が掲載されていない書面をお送りいたしますので、掲載されていない事項については、上記のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。
    - ①事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、監査報告の作成に際して監査等委員会が監査した事業報告には、上記事業報告の各事項が含まれております。また、会計監査報告および監査報告の作成に際して会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、上記連結計算書類および計算書類の各事項が含まれております。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトとその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - 本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

---

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合

---



次頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、議決権をご行使ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

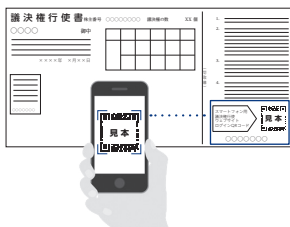
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ 議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

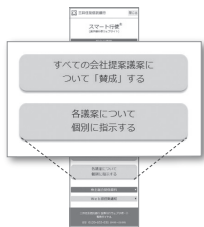
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

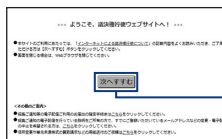
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

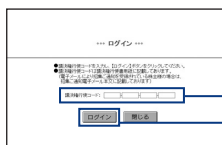
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に記載のない限り、本議案において同じ。）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	こえ づか まさ ひろ 肥 塚 雅 博 再任	男	代表取締役会長 兼CEO	11年9カ月	13回/13回 (100%)
2	よし だ ひさ と 吉 田 久 人 再任	男	代表取締役社長 兼COO	3年	13回/13回 (100%)
3	よね やま ゆたか 米 山 優 再任	男	取締役兼EVP 兼CFO	4年3カ月	13回/13回 (100%)
4	すず き まさ とし 鈴 木 正 俊 再任 社外 独立	男	筆頭独立社外取締役	5年	13回/13回 (100%)
5	かさ の さち こ 笠 野 さち子 再任 社外 独立	女	独立社外取締役	4年3カ月	13回/13回 (100%)
6	にし はた かず ひろ 西 畑 一 宏 再任 社外 独立	男	独立社外取締役	1年	10回/10回 (100%)

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東証の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

こえ づか まさ ひろ  
肥 塚 雅 博

(1951年12月14日生)

所有する当社の株式数 132,244株

再任

## ■略歴、当社における地位および担当

1974年 4月	通商産業省 (現 経済産業省) 入省	2016年 4月	(株) 富士通総研 (現 富士通 (株)) 代表取締役会長
2010年 6月	富士通 (株) 取締役執行役員専務	2018年 4月	当社 代表取締役会長兼CEO
2013年 5月	同社 取締役執行役員副会長	2022年 3月	当社 代表取締役会長兼社長兼CEO
2014年 9月	当社 (準備会社) 代表取締役	2025年 6月	当社 代表取締役会長兼CEO (現任)
2015年 2月	当社 取締役		

## ■取締役候補者とした理由

当社設立以来、取締役を務め、半導体ビジネスに精通しており、現在も代表取締役会長兼CEOとして当社の業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

よし だ ひさ と  
吉 田 久 人

(1963年11月3日生)

所有する当社の株式数 26,821株

再任

## ■略歴、当社における地位および担当

1988年 4月	松下電器産業 (株) (現 パナソニックホールディングス (株)) 入社	2022年 4月	当社 執行役員常務 グローバル開発本部長
2010年 4月	パナソニック (株) (現 パナソニックホールディングス (株)) システムLSI事業部 第一事業ディビジョン 第四開発グループ グループマネージャー	2023年 6月	当社 取締役執行役員常務 グローバル開発本部長
2015年 3月	当社 第一事業本部 IoTシステム事業部 開発四部 部長	2024年 4月	当社 取締役執行役員副社長 開発担当
2021年 1月	当社 グローバル開発本部 副本部長兼 S N D P 推進本部 副本部長	2025年 4月	当社 取締役兼COO兼グローバルリーディンググループ(GLG)共同リード
		2025年 6月	当社 代表取締役社長兼COO兼グローバルリーディンググループ(GLG)共同リード (現任)

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体ビジネスにおける開発に従事し、現在も代表取締役社長兼COO兼グローバルリーディンググループ(GLG)共同リードとして設計・開発全般を統括し、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

よね やま  
米 山ゆたか  
優

(1962年6月20日生)

所有する当社の株式数 26,821株

再任

## ■略歴、当社における地位および担当

1985年4月	松下電器産業(株)(現 パナソニックホールディングス(株))	(現 入社)	2022年3月	当社	取締役 財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長兼知財法務統括部門長
2013年4月	パナソニック(株)(現 パナソニックホールディングス(株))	(現 システムLSI事業部 経理グループマネージャー)	2022年4月	当社	取締役執行役員常務 管理部門担当
2015年3月	当社	財務経理統括部長代理	2024年4月	当社	取締役執行役員副社長兼CFO 財務・管理担当
2020年7月	当社	財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長	2024年10月	当社	取締役執行役員副社長兼CFO 管理担当
			2025年4月	当社	取締役兼EVP兼CFO(現任)

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体ビジネスに従事し、また財務・経理業務における豊富な経験・見識を有しております。現在も取締役兼EVP(Executive Vice President)兼CFOとして幅広い役割を果たし、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

すず き まさ とし  
鈴 木 正 俊

(1951年10月30日生)

所有する当社の株式数 -

再任

社外

独立

## ■略歴、当社における地位および担当

1975年4月	日本電信電話公社(現 NTT(株))	(現 入社)	2012年10月	同社	代表取締役社長
2008年6月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 (株)NTTドコモ)	代表取締役副社長	2020年6月	同社	取締役相談役
2012年6月	(株)ミライト・ホールディングス(現 (株)ミライト・ワン)	代表取締役副社長	2021年6月	当社	社外取締役
			2022年3月	当社	指名・報酬委員長(現任)
			2022年10月	当社	筆頭独立社外取締役(現任)

## ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、豊富な経営経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号

5

かさ の さちこ  
笠野 さち子

(1977年4月14日生)

所有する当社の株式数

-

再任

社外

独立

## ■略歴、当社における地位および担当

2001年10月	弁護士登録 三宅坂総合法律事務所 入所	2022年10月	当社	独立社外取締役 (監査等委員長)
2016年1月	霞門総合法律事務所 (現 潮見坂総合法律事務所) 開設 弁護士 (現任)	2023年6月	当社	独立社外取締役 (現任)
2021年6月	当社 社外監査役	2023年6月	(株) レスターホールディングス (現 (株) レスター)	社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年3月	当社 社外取締役 (監査等委員長)	2023年11月	(株) プラップジャパン	社外監査役 (現任)

## ■重要な兼職の状況

潮見坂総合法律事務所 弁護士  
(株) レスター 社外取締役 (監査等委員)  
(株) プラップジャパン 社外監査役

## ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号

6

にし はた かず ひろ  
西畑 一 宏

(1957年3月16日生)

所有する当社の株式数

-

再任

社外

独立

## ■略歴、当社における地位および担当

1981年4月	日本電信電話公社 (現 NTT (株)) 入社	2017年6月	同社	代表取締役副社長執行役員
2006年6月	NTT EUROPE LTD. 代表取締役社長	2018年6月	同社	顧問
2009年6月	(株) エヌ・ティ・ティ・データ (現 (株) NTTデータグループ) 執行役員 国際事業本部長	2020年6月	同社	代表取締役副社長執行役員
2015年6月	同社 取締役常務執行役員	2022年10月	(株) NTT DATA, Inc.	代表取締役社長
		2024年9月	当社	顧問
		2025年6月	当社	独立社外取締役 (現任)

## ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の代表取締役および海外の事業会社の社長を歴任する等のグローバルな事業経営の経験とITサービス関連の豊富な技術的知見に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、豊富な経営経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって鈴木正俊氏は5年、笠野さち子氏は4年3ヵ月、西畑一宏氏は1年であります。
4. 当社は、鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、肥塚雅博、吉田久人、米山優、鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏との間で取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。
7. 鈴木正俊氏が取締役に務めていた株式会社ミライト（現 株式会社ミライト・ワン）は、2021年7月7日に総務省関東総合通信局から同社に対して、過去に実施した無線局設備の点検業務について電波法に違反する行為があったとして、登録検査等事業の業務停止命令および業務改善命令に関する行政処分の通知を受けております。同氏は、上記事実が同社に判明するまで当該事実を認識していなかったとのことですが、同社の取締役在任時に、日頃から法令遵守についての提言を行うほか、当該事実の判明後も同社取締役会において事態の再発防止の措置を求める等、その職責を適切に遂行していたものと考えております。
8. 当社は、鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
9. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
10. 笠野さち子氏の戸籍上の氏名は、柳井さち子氏であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役阿南剛氏は、本株主総会終結の時をもって辞任により退任しますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	性別	現在の当社における地位	取締役在任年数	取締役会出席状況
かわしましげお 川島繁雄 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	男	顧問	—	—

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東証の定めに基づく独立役員候補者

かわしま しげ お  
川 島 繁 雄  
(1963年12月19日生)  
所有する当社の株式数

新任  
社外  
独立

#### ■略歴、当社における地位および担当

1987年4月	サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2002年7月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー就任
1990年3月	公認会計士登録	2024年10月	川島繁雄公認会計士事務所 設立 公認会計士(現任)
		2026年3月	当社 顧問(現任)

#### ■重要な兼職の状況

川島繁雄公認会計士事務所 公認会計士

#### ■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識があります。このため、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 川島繁雄氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、川島繁雄氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、川島繁雄氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、同氏との間で、監査等委員である取締役に期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。川島繁雄氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。
6. 当社は、川島繁雄氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 候補者の「所有する当社の株式数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

【ご参考】取締役会の構成および取締役のスキルマトリクス（本株主総会終了後）

当社は、経営の基本理念の実現と中長期の事業戦略の達成に向けて、取締役会が意思決定および経営の監督を適切に行うために必要なスキル（知識・経験・能力）を特定し、取締役のスキルの保有状況を整理したスキルマトリクスを策定しています。

このスキルマトリクスの策定および取締役候補者の人選については、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会終了後の取締役会の構成および取締役のスキルマトリクスは下表のとおりとなります。

氏名	性別	社外	独立	監査等委員	①	②	③	④	⑤	⑥
					上場企業の経営経験	グローバル企業経営	半導体ビジネス	国際(海外経験)	財務・会計	法務・コンプライアンス
肥塚 雅博	男				○		○	○		
吉田 久人	男						○			
米山 優	男						○	○	○	○
鈴木 正俊	男	○	○		○			○		○
笠野 さち子	女	○	○							○
西畑 一宏	男	○	○		○	○		○		
市川 育義	男	○	○	○					○	
米田 紀子	女	○	○	○						○
川島 繁雄	男	○	○	○					○	○

各スキル項目の選定理由は以下のとおりです。

スキル項目	選定理由
上場企業の経営経験	多様なステークホルダーと関係を構築しながら、経営戦略の策定と実行、経営の監督を行い、上場企業としての企業価値の向上を実現するため。
グローバル企業経営	グローバルな事業展開における戦略推進と適切なリスク管理を行うため。
半導体ビジネス	グローバルな半導体エコシステムのなかで、当社がSolution SoC事業を推進していくため。
国際(海外経験)	販売・調達などグローバルに事業を展開するため。
財務・会計	資本政策の立案、財務基盤の確立、財務・会計の知識に基づく経営の監督、資本市場との対話を行うため。
法務・コンプライアンス	法令遵守体制の整備、健全な企業風土の実現、多様なリスクに対する管理体制の構築を行うため。

## 〔ご参考〕 社外取締役の独立性判断基準

### 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、次の1から9のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。

ただし、次の1から9のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができる。

1. 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者（注3）
2. 当社グループの主要な取引先（注4）、主要な借入先（注5）、又はそれらの業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている（注6）外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
4. 当社の会計監査人の社員又は使用人
5. 当社グループから多額の寄付を得ている（注7）者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
6. 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
7. 過去3年間において上記1から6のいずれかに該当していた者
8. 当社の主要株主（注8）又はその業務執行者
9. 次のいずれかの者の近親者（注9）
  - (1) 上記1から8に掲げる者
  - (2) 当社グループの業務執行者
  - (3) 過去3年間において当社グループの業務執行者であった者

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。

（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者をいう。

（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいう。

（注4）主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当該取引先への売上である者をいう。

（注5）主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。

（注6）多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の報酬を得ていることをいう。

（注7）多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。

（注8）主要株主とは、議決権を10%以上保有する者をいう。

（注9）近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。この補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります。監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、阿南剛氏は、現在、監査等委員である取締役であります。本株主総会終結の時をもって辞任により退任します。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

あ      なん      ごう  
阿      南      剛

(1977年3月20日生)

所有する当社の株式数

社外  
独立

#### ■略歴、当社における地位および担当

2001年10月	弁護士登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業） 入所	2021年 5月	(株) INFORICH 社外監査役（現任）
2007年 4月	末吉綜合法律事務所（現 潮見坂綜合法律事務所）開設 弁護士（現任）	2022年 6月	(株) エージーピー 社外取締役
		2026年 4月	当社 独立社外取締役（監査等委員）（現任）

#### ■重要な兼職の状況

潮見坂綜合法律事務所 弁護士 (株) INFORICH 社外監査役

#### ■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 阿南剛氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 阿南剛氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2ヵ月であります。
4. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合、監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
8. 候補者の「所有する当社の株式数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

以 上

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

〔世界経済の状況〕

当期における世界経済は、米国の関税や経済政策をめぐる不確実性、中国経済の内需低迷などの影響に加え、ウクライナにおける戦争の長期化、中東での軍事衝突の本格化などの地政学的リスクの拡大によるエネルギー供給への懸念の高まりから、先行きの不透明な状況が継続しました。一方、AI需要の拡大を背景にデータセンター向けインフラへの投資などが拡大しました。なお、為替相場においては、当期の第1四半期に円高が進行しましたが、第2四半期以降は円安基調に転じました。

〔「第一の変革」の成果と「第二の変革」への取り組み〕

当社グループにおいては、2018年4月以降、ビジネスモデルの転換、グローバルな大型商談が見込まれる成長分野／先端分野へのシフト、さらに大胆な事業体制の変革などの構造改革を進めてきました（「第一の変革」）。その結果、注力分野であるオートモーティブ、データセンター／ネットワーク、スマートデバイス分野を中心に多くの大型商談を獲得しております。年間の商談獲得金額（1USドル=120円で換算）は、構造改革以前は1,100億円程度でしたが、構造改革後は拡大し、2023年3月期以降は3,000億円程度へ、2025年3月期は3,600億円程度に達しました。2026年3月期は3,100億円程度と前期を下回る結果となりましたが、データセンター／ネットワーク分野を中心に大型商談を獲得することができました。また、これまでに獲得した商談の量産が段階的に開始され、確実に売上拡大に繋がってきております。

さらに、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「第二の変革」を進めております。グローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、社内の体制、組織の構造、従業員の意識を変える取り組みを強化しております。

〔開発基盤の強化〕

先端技術分野のカスタムSoCの開発および開発基盤構築に取り組む組織であるグローバルリーディンググループを中心に、Solution SoCのビジネスモデルに相応しいコンピューターアーキテクチャーベースの開発基盤と標準的な開発プロセスの構築を進めてきました。当期においては、AI処理などのシステム実装を担うエンジニアリングチームと量産技術や品質課題に取り組むエンジニアリングチームを新設・集約するなど、グローバルリーディンググループのさらなる強化を図ってきました。また、これと並行して、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体として積極的に推進してきました。

#### 〔半導体エコシステムを形成するグローバル企業との関係強化〕

ここ数年の大型先端開発案件の商談獲得に伴い、半導体業界を取り巻くエコシステムを形成するグローバル企業との関係強化を進めてきました。特に、北米や台湾などに拠点を置くグローバル企業とのマネジメントレベルでの関係構築・強化により、これらの企業との先端技術分野での共同開発プロジェクトなどの進捗がありました。

#### 〔開発の状況〕

当社グループにおける研究開発は、注力分野における商談獲得に繋げるための先行開発と、獲得した商談の製品開発から構成されております。当期の研究開発費は、前期比2.2%減の585億8百万円となりました。先行開発では、日々進化する半導体エコシステムにおいて最新の技術を活用するために、グローバルなエコシステムパートナーとの協業によるプロセステクノロジー、チップレットや先進的なパッケージング技術の開発、また最新設計ツールの実用化および開発プラットフォーム構築にも積極的に取り組んでおります。さらに、先端チップレット開発プラットフォームを構築し、RTL (Register Transfer Level) でカスタマイズ可能なチップレット設計ライブラリーの提供を開始しました。

引き続き、設計開発へのAI導入などにも積極的に取り組んでまいります。

#### 〔サステナビリティに関する外部評価〕

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推進しております。当期においては、個々のマテリアリティの実現に向けた取り組みの結果として「脱炭素経営ランキングGX500」への選出、「日経スマートワーク経営企業」および「日経SDGs経営企業」としての認定を受けるなど、社外からも一定の評価をいただくことができました。

また、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が採用するサステナビリティインデックス6件のうち、「FTSE Blossom Japan Index」など4件のインデックス構成銘柄に選定されました。

#### 〔当期の業績〕

当社グループの当期の業績は、売上高は2,008億34百万円（前期比6.5%増）となりました。当社グループの売上高は主に、量産段階で受領する製品売上と、設計開発に要する費用を段階的に受領するNRE売上から構成されております。当期の製品売上は、中国市場における通信機器の需要は減少したものの、第2四半期以降、中国車載向け新規量産品や一部の産業機器向けの販売が増加に転じたことなどにより、1,617億92百万円（前期比10.4%増）となりました。NRE売上は、383億25百万円（前期比6.6%減）となりました。

また、売上原価は1,110億57百万円（前期比31.2%増）となり、売上総利益は897億77百万円（前期比13.6%減）となりました。これは、比較的粗利率の低い新製品の量産が始まったことにより、製品原価率が上昇したことによるものであります。販売費及び一般管理費は774億23百万円（前期比1.9%減）となり

ました。先行開発のための開発投資等が高い水準で継続していることによるものであります。

営業利益は123億54百万円（前期比50.6%減）となりました。これに為替差損等を加え、経常利益は117億56百万円（前期比53.2%減）となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は87億33百万円（前期比55.4%減）となりました。

なお、当期の1 USドルの平均為替レートは150.8円、前期比1.8円の円高となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループが持続的な成長を実現するためには、開発競争力の強化、事業体制の変革、組織全体のグローバル化、さらなる利益率の改善など多くの課題があります。「第一の変革」で成し遂げた「量的な変化」を土台として、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「質的な変化」を当社グループの「第二の変革」と位置づけ、大胆に進めてまいります。

### 〔開発体制の再構築およびビジネスプロセスの改善〕

当社グループは「Solution SoC」ビジネスモデルへの転換に伴い、これまで、開発力強化・開発効率改善のため、開発体制の再構築を進めてまいりました。今後もグローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家などとのコミュニケーションを通じて、「Solution SoC」ビジネスモデルに相応しいグローバルな開発基盤と標準的な開発プロセスの構築、グローバルリーディンググループを中心としたグローバルな開発体制や技術力のさらなる強化、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を推進してまいります。

さらに、グローバルな顧客との商談が拡大していくことに伴い、生産管理グループのグローバル化およびオペレーション改善の施策を引き続き実施していきます。具体的には、顧客と当社グループの生産システムを繋ぎます。これにより、デリバリーシステムにおける効率性や透明性の向上を目指してまいります。それにより、精度の高い生産計画とタイムリーな調達を可能にする強固な体制を確立し、製造を委託するファウンドリーやO S A Tとの関係を含むビジネスプロセスを改善してまいります。

### 〔先端技術への積極的な投資〕

今後の持続的な成長のために必要な技術力を強化するため、先端技術分野への投資を拡大し、成長重視の経営を進めてまいります。具体的には、チップレットやチップレット技術と連携した2nmノードや1.8nmノード、1.4nmノードといった最先端のテクノロジーでの開発、光データ伝送のためのCo-Packaged Optics (CPO) 技術、3D/5.5Dなどの先端パッケージング技術および新たなパッケージ/アセンブリ技術のための高信頼性解析技術など先端技術への投資、SoCの設計プロセスに積極的にAIを組み込むなどSoC設計技術の強化、さらに米国/インドなどでの人材確保などに積極的に取り組んでまいります。

### 〔中長期的な成長を見据えた売上および営業利益の拡大〕

当社グループは将来の売上管理のために、商談獲得残高という経営指標を採用しており、この商談獲得残

高は商談獲得金額から売上実績を差し引いた金額です。この商談獲得残高により、現時点において2028年3月期までの売上の推移をある程度見通すことができております。商談獲得残高は、2026年3月期には約1兆5,100億円（1USドル=120円で換算）に拡大しており、2029年3月期以降の持続的な成長のためには、さらに商談を獲得していくことが必要であると認識しております。そのために、データセンター／ネットワーク分野、オートモーティブ分野をはじめとして、各注力分野においてバランスよく商談を獲得していく取り組みを進めてまいります。また、営業利益拡大への施策としては、引き続き、製造粗利益の改善、開発収支の改善、販売管理費の適正な管理等に取り組んでまいります。

#### 〔サステナビリティに関する取り組み〕

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推進しております。

マテリアリティの中でも、特に環境・気候変動への取り組みとして、2024年4月より再生可能エネルギーの導入を開始するなど、当社グループのGHG（温室効果ガス）排出量の削減を進めるとともに、当社グループが提供する低消費電力・省スペースな先端SOCにより、お客様のもとでのGHG排出量の低減に貢献することで、脱炭素社会の実現を目指しております。

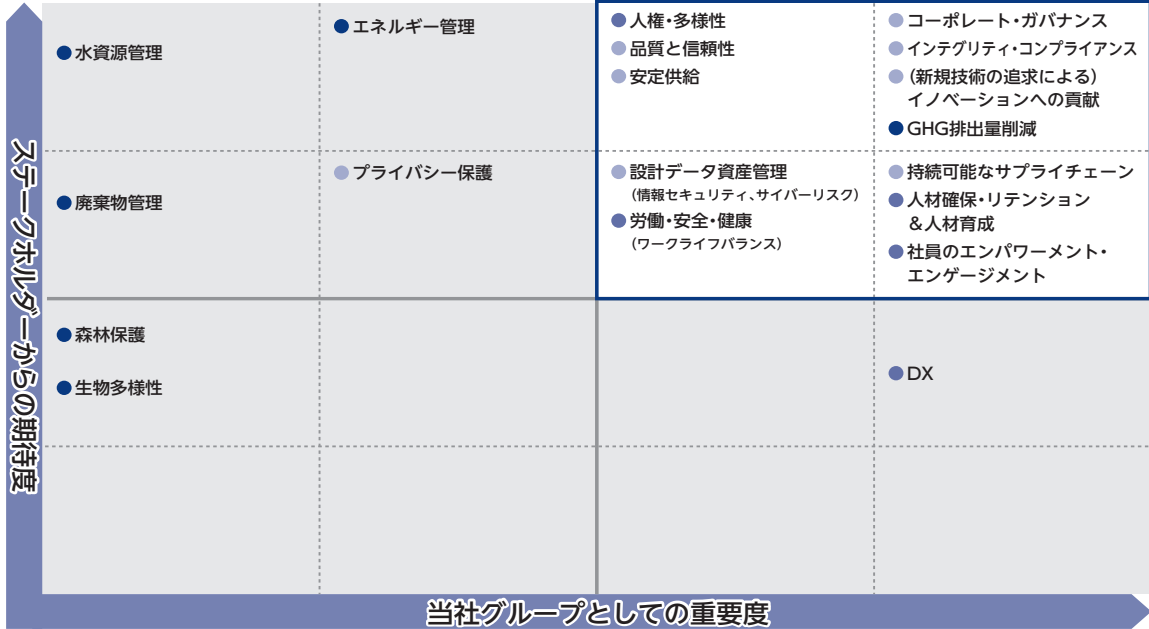
また、人的資本に関しては、人権、ダイバーシティ、安全衛生・健康経営に関する諸制度の充実、新卒採用やキャリア採用などによる通年での人材獲得、エンジニア人材育成に関する教育プログラムの策定・実践などにより、当社グループの人的資本の最大化に向けた活動を進めております。

当社グループは、半導体エコシステムのパートナーと協働して、サステナビリティ活動に関するデュー・デリジェンスの強化を図るなど、サプライチェーン全体でマテリアリティへの取り組みの実効性を高め、社会課題の解決と事業のさらなる成長を通じて、持続可能な社会の実現を目指しております。

当社グループは、グローバル企業としての社会的責任を全うし、全てのステークホルダーから信頼と共感を得られる存在であり続けたいと考えています。当社グループの最先端SOC技術で新しい価値を世界中に提供し、今後も中長期的な企業価値の向上を追求してまいります。

# ◆マテリアリティマップ

● Environment (環境) ● Social (社会) ● Governance (ガバナンス)



### (3) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資（無形固定資産を含む）の総額は222億38百万円です。その主なものは、I P、レチクル、試験ボード、評価設備増強などです。

### (4) 資金調達の状況

当社は、コミットメントラインの借入枠を従来200億円としておりましたが、顧客の需要増加に伴う運転資金の増加や、世界景気の減速および地政学リスクの高まり等に対応して、コミットメントラインの借入枠を2025年7月に100億円増額し、300億円といたしました。なお、当期においてコミットメントライン契約に基づく借入れは行っておりません。

### (5) 財産および損益の状況

区 分	第 9 期 (2023年 3 月期)	第 10 期 (2024年 3 月期)	第 11 期 (2025年 3 月期)	第 12 期 (2026年 3 月期) 当期
売 上 高 (百万円)	192,767	221,246	188,535	200,834
営 業 利 益 (百万円)	21,711	35,510	25,000	12,354
経 常 利 益 (百万円)	23,440	37,122	25,118	11,756
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	19,763	26,134	19,600	8,733
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	117.40	148.39	109.78	49.74
総 資 産 (百万円)	193,945	186,840	170,312	167,623
純 資 産 (百万円)	109,864	131,020	137,046	133,056

- (注) 1. 2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式およびB種種類株式それぞれ4株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2022年9月6日付で、株式取得請求権の行使により、A種種類株式およびB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1,346,666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、A種種類株式およびB種種類株式の全てを消却いたしました。2023年3月期の期首に当該株式併合等が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 2024年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当期より株式報酬制度「役員報酬B I P信託」および「株式付与E S O P信託」を導入しております。「役員報酬B I P信託□」および「株式付与E S O P信託□」が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は「役員報酬B I P信託□」269,102株及び「株式付与E S O P信託□」375,084株です。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Socionext America Inc.	千USドル 2,800	100.0%	SoCの設計開発・販売
Socionext Europe GmbH	千ユーロ 11,400	100.0%	SoCの設計開発・販売
Socionext Technology Pacific Asia Ltd.	千USドル 6,000	100.0%	SoCの設計開発・販売
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国元 12,249,600	100.0%	SoCの設計開発・販売
Socionext Taiwan Inc.	千台湾ドル 29,000	100.0%	SoCの設計開発・販売
Socionext Korea Ltd.	百万ウォン 400	100.0%	SoCの販売

(注) Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.およびSocionext Taiwan Inc.の株式はSocionext Technology Pacific Asia Ltd.を通じての間接保有となっております。

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの事業はSolution SoC事業の単一セグメントであり、主に以下の5つの分野から構成されております。

分野	主な用途
オートモーティブ	AD/ADAS、車載センシング、IVI (In-Vehicle Infotainment)、コックピットHMI
データセンター/ネットワーク	データセンター、AIアクセラレータ、5G携帯基地局
スマートデバイス	スマートグラス、AR/VR、アクションカメラ、デジタルスチールカメラ
インダストリアルオートメーション	FA、計測器、プリンタ
IoT & レーダセンシング	スマート家電、スマートホーム、IoT機器、放送受信機器、衛星通信/車載通信機器

(8) 主要拠点等 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称	所在地
本 社	神奈川県横浜市
京 都 事 業 所	京都府京都市
名 古 屋 事 業 所	愛知県名古屋市
仙 台 事 業 所	宮城県仙台市

② 子会社

会社名	所在地
Socionext America Inc.	米国 カリフォルニア州 ミルピタス市
Socionext Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州 ランゲン市
Socionext Technology Pacific Asia Ltd.	中国 香港特別行政区
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
Socionext Taiwan Inc.	台湾 台北市
Socionext Korea Ltd.	韓国 ソウル市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,469名	21名減

(注) 従業員数は、臨時従業員（嘱託、契約社員、受入出向者）を含んでおります。また、上記のほか当社グループ外への出向者44名が在籍しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- |   |              |
|---|--------------|
| ① 発行可能株式総数  | 673,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数  | 179,968,630株 |
| (注) 2025年4月1日から2026年3月31日までの間における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は212,225株増加しております。 |              |
| ③ 株主数   | 87,475名      |
| ④ 大株主   |              |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	38,787,600	21.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	15,766,200	8.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	4,882,724	2.76
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,479,645	1.40
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	2,338,900	1.32
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500	2,203,500	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,149,288	1.21
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,893,854	1.07
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1,871,300	1.06
MORGAN STANLEY & CO. LLC	1,683,667	0.95
(注) 1. 当社は、自己株式を3,476,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式 (506,300株) および株式付与ESOP信託口が保有する当社株式 (705,700株) は含んでおりません。		
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。		

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

対象	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	40,250株	5名

- (注) 1. 交付対象者数には、使用人2名 (2025年6月26日開催の第11回定株主総会終結の時をもって退任した取締役) が含まれております。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況」 「(2) 会社役員 の状況」 「⑤取締役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	肥塚 雅博	—
代表取締役社長兼COO	吉田 久人	グローバルリーディンググループ (GLG) 共同リード
取締役兼EVP兼CFO	米山 優	—
取締役	鈴木 正俊	—
取締役	笠野 さち子	潮見坂綜合法律事務所 弁護士 株式会社レスター 社外取締役 (監査等委員) 株式会社プラップジャパン 社外監査役
取締役	西畑 一宏	—
取締役 (監査等委員)	市川 育義	市川育義公認会計士事務所 公認会計士 大日本印刷株式会社 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	池本 守正	—
取締役 (監査等委員)	米田 紀子	神戸グレース法律事務所 代表弁護士 恵和株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏ならびに監査等委員である取締役市川育義、池本守正および米田紀子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役笠野さち子氏ならびに監査等委員である取締役市川育義および米田紀子の両氏の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役市川育義および池本守正の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査等委員である取締役市川育義氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・ 監査等委員である取締役池本守正氏は、過去に他社の経理および監査部門において、長年にわたり業務に携わっております。
4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、池本守正氏を常勤の監査等委員として選定してございました。なお、池本守正氏は2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任したため、市川育義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役である鈴木正俊、笠野さち子、西畑一宏、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員である取締役池本守正氏の2026年4月26日付での退任に伴い、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。なお、阿南剛氏は社外取締役であり、同氏の重要な兼職先である潮見坂綜合法律事務所および株式会社INFORICHと当社の間には、特別な関係はありません。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役鈴木正俊、笠野さち子、西畑一宏、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間において、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は、2026年4月26日付で監査等委員である取締役に就任した社外取締役である阿南剛氏との間においても上記各氏と同様に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役肥塚雅博、吉田久人、米山優、鈴木正俊、笠野さち子および西畑一宏の各氏ならびに監査等委員である取締役市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または当社に損害を加える目的で職務を執行した場合には同項第1号の費用の返還を請求することができることや、職務の執行について悪意または重大な過失がある場合には、同項第2号の損失を補償の対象外とすることを定めております。

なお、当社は、2026年4月26日付で監査等委員である取締役に就任した阿南剛氏との間においても上記各氏と同様に同法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および管理職等ならびに当社子会社の役員および管理職等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、全ての保険料を当社が負担しており、また、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

## ⑤ 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	382 (38)	221 (38)	81 (-)	80 (-)	8 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	49 (49)	49 (49)	(-) (-)	(-) (-)	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	431 (87)	270 (87)	81 (-)	80 (-)	11 (6)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額には、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

2. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

### ロ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に関する事項の概要は、「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」 「B. 報酬体系」 「1) 取締役のうち業務執行取締役」 「(ii) インセンティブ報酬(現金・株式)」に記載のとおりであります。

### ハ. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」 「B. 報酬体系」 「1) 取締役のうち業務執行取締役」 「(ii) インセンティブ報酬(現金・株式)」 「c.インセンティブ報酬(株式)の支給」に記載しております。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況」 「(1) 株式の状況」 「⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

## 二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

### ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを2025年6月26日の第11回定時株主総会決議により承認いただいております。個人別の具体的な報酬の額については、取締役会において、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、代表取締役会長肥塚雅博氏に一任のうえ、決定しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためです。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会決議において、それまでの業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および所定の要件を満たす執行役員（以下、併せて「対象取締役等」という。）を対象とする株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下、「本制度」という。）を導入することを承認いただいております（本制度の概要は「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」

「B. 報酬体系」「1) 取締役のうち業務執行取締役」「(ii) インセンティブ報酬（現金・株式）」「c.インセンティブ報酬(株式)の支給」に記載のとおりであります。）。具体的には、当社が対象取締役等の報酬等として拠出する信託金の上限は1,150百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、当初の対象期間である3事業年度においては3,450百万円（当初の対象期間は2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）とし、当社が設定する信託を通じて対象取締役等に交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の数の上限は、1,000,000株に対象期間の年数を乗じた株式数であり、当初の対象期間である3事業年度を対象として対象取締役等に対して交付等が行われる株式数の上限は3,000,000株（当初の対象期間は2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）とすること等を決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

### ・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、固定の基本報酬のみとし、年額300百万円以内とすることを2025年6月26日の第11回定時株主総会決議により承認いただいております。個人別の具体的な報酬の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針については、2025年5月19日開催の取締役会で決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

◆取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容

A. 取締役報酬制度の内容

1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬等についての考え方は以下のとおりであります。

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
- ・企業ビジョンの実現にあたって、適格な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

取締役のうち業務執行取締役の報酬等は、役職の報酬基準に基づいた基本報酬と、各事業年度の会社業績の達成度等を反映した現金インセンティブ報酬と株式インセンティブ報酬により構成しております。株式インセンティブ報酬は株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬BIP信託」を導入しております。

取締役のうち社外取締役の報酬等につきましては、業務執行の監督という役割に鑑み、固定の基本報酬のみとしております。

なお、当社が上記のいずれにも該当しない非業務執行取締役を置くこととする場合、当該非業務執行取締役の報酬等については、指名・報酬委員会の答申に基づき別途検討いたします。

対象	内容	基本報酬	インセンティブ報酬	
			現金報酬	株式報酬
業務執行取締役	業績目標達成と株主価値向上の観点から、基本報酬とインセンティブ報酬（現金・株式）を支給する。	○	○	○
社外取締役	独立性確保の観点から、業績に連動しない基本報酬のみを支給する。	○	—	—

2) 報酬水準

当社を取り巻く経営環境を踏まえ、調査会社のデータに基づく同業他社または同規模の他社等の報酬水準との比較を客観的に行い、役職に見合う適正水準を設定いたします。

### 3) 報酬等の決定プロセス

当社は、報酬水準および報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員長および委員の過半数は独立社外取締役としております。

取締役会は指名・報酬委員会に対して基本方針および決定手続の諮問をします。指名・報酬委員会の答申内容は取締役会にて審議され、取締役会において基本方針および決定手続を決定し、報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決議します。

個人別の具体的な基本報酬およびインセンティブ報酬（現金・株式）の額については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で（かつ、個人別の具体的なインセンティブ報酬（株式）の額については、当社が定める取締役株式交付規程にも準拠した上で）、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、取締役会の決議に基づき代表取締役会長に一任します。

### 4) マルス・クローバック制度

業務執行取締役の業務執行に起因して重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合または業務執行取締役（信託期間中に業務執行取締役が在任のまま死亡した場合の当該業務執行取締役の相続人を含みます。）が禁錮以上の刑に処せられる等の当社が定める欠格事由に該当した場合には、当該業務執行取締役（信託期間中に当該業務執行取締役が在任のまま死亡した場合の相続人を含みます。）に対し、支給・交付等がなされる予定の現金報酬・当社株式に係る受益権の没収（マルス）または支給・交付等した現金報酬相当の金銭・当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）を求めることがあります。

## B. 報酬体系

当社の取締役の報酬構成は以下のとおりです。

### 1) 取締役のうち業務執行取締役

報酬の種類		概要	固定／ 変動	支給 方式	構成割合 (注)2
基本報酬		責任の範囲および当社における役割（役位）に基づき基本報酬として固定金額を毎月支給	固定	現金 支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度1年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金（賞与）を毎年支給	変動		20%
	株式 (注)1	対象年度1年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として原則として退任時に株式を支給			20%

(注) 1. 株式の支給については、株式交付信託に基づく「役員報酬BIP信託」を用いて、毎事業年度の終了後に、評価に応じたポイントが付与され、原則として取締役の退任時に、当該ポイントの累積値に相当する株式が交付されることにより行われます。

2. 構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、後記のとおり0～200%の範囲で、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

(i) 基本報酬

基本報酬はこれまでの報酬額を参考に、同業・同規模の他社実績と比較して設定いたします。  
基本報酬は固定金額を月例報酬として支給します。

(ii) インセンティブ報酬（現金・株式）

a. 構成

業績連動部分の評価項目・指標は、下記のように、定量項目として経営計画の数値目標として用いている「売上高」「営業利益額」「商談獲得金額」を各々25%程度のカンファクトで勘案し、定性項目として事業変革、成長戦略、ESG対策などを25%程度のカンファクトで勘案することとし、さらにこれらの項目全体を指名・報酬委員会で総合的に判断して評価をします。当該指標を選定した理由は、定量項目は当社の経営計画の数値目標であり、定性項目は当社の持続的発展のために欠かせない項目と判断したからであります。評価結果は取締役会に答申され、取締役会にて審議されます。

評価対象	評価項目	評価時期	評価指標（目標） (注)1		勘案割合	変動幅 (注)2
対象年度 (1年 間)の目 標の達成 度	共通 項目	対象年度 (1年 間) 終了後	定量 項目	売上高	25%	各項目の達成度を 総合的に勘案し て、指名・報酬委 員会が0~200% の範囲で判断す る。
				営業利益額(注)3	25%	
				商談獲得金額	25%	
	定性 項目	事業変革、成長戦 略、ESG対策な ど	25%			
個別 項目				100%		

- (注) 1. 各々の評価指標(目標)に対しては最低目標を定めます。また、インセンティブ報酬（現金・株式）の評価の変動幅の上限を定め、達成度と支給額が比例するように評価レベルを決定します。
2. 取締役がより企業価値を意識して業務に当たることを目的として、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上、評価指標の達成度が0~200%の範囲内で、インセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、現金に代えて株式報酬として支給できることといたします。
3. 評価指標（目標）は、将来的にはROEも加味して判断することを検討します。
4. 業績連動の評価指標（目標）としている売上高は、2026年3月期は当初の業績予想を1,750億円としておりましたが、実績は2,008億円になりました。同営業利益額は、同様に当初の業績予想140億円に対して、実績は124億円になりました。同商談獲得金額は、3,000億円超を目標とし、実績は約3,100億円になりました。

## b. インセンティブ報酬（現金）の支給

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、0～200%の範囲でインセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(現金)支給レベルを審議・決定します。

業績評価の対象年度（1年間）の次年度の6月に現金で支給します。

### <評価イメージ>

対象年度 (1年間) の前年度	対象年度 (1年間)				対象年度 (1年間) の次年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
目標策定 →	評価期間				評価・ 支給(6月)
	←				

## c. インセンティブ報酬(株式)の支給

### I 概要

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、0～200%の範囲でインセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(株式)支給レベルを審議・決定します。

当社は、業績評価期間が終了した後に、各取締役の役位別基本報酬額（年額）、評価指標の達成度、ならびに業績評価期間中の在任期間等に応じてポイントを付与します。

### II 株式の交付

取締役は、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した時において以下の条件のいずれかに該当する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式（1ポイントあたり当社株式1株）の交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

なお、取締役が当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任する前に「役員報酬BIP信託」が廃止された場合には、廃止時において在任中の取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式（1ポイントあたり当社株式1株）の交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

- ・任期満了により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
- ・任期満了および死亡以外の正当な理由により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
- ・在任中に死亡した場合

	X年 3月期	X+1年 3月期	X+2年 3月期	X+3年 3月期	X+4年 3月期	X+5年 3月期	X+6年 3月期
X+1年 3月期	目標策定 →	← 評価期間	← 評価・ ポイント 付与 (6,7月)			原則として役員退任時 に株式交付	
X+2年 3月期		← 目標策定	← 評価期間	← 評価・ ポイント 付与 (6,7月)		原則として役員退任時 に株式交付	
X+3年 3月期			← 目標策定	← 評価期間	← 評価・ ポイント 付与 (6,7月)	原則として役員退任時 に株式交付	

## 2) 取締役のうち社外取締役

業務執行の監督という役割に鑑みて、固定の基本報酬のみとしています。

### へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項は「二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」「・取締役（監査等委員である取締役を除く。）」および「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「A. 取締役報酬制度の内容」に記載のとおりであります。かかる手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	鈴木正俊	取締役会 13回/13回 指名・報酬委員会 22回/22回	上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、独立の立場からさまざまな意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。
社外取締役	笠野さち子	取締役会 13回/13回 指名・報酬委員会 22回/22回	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場からさまざまな意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。
社外取締役	西畑一宏	取締役会 10回/10回 指名・報酬委員会 17回/17回	上場企業の代表取締役および海外の事業会社の社長を歴任する等のグローバルな事業経営の経験とITサービス関連の豊富な技術的知見を活かし、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場からさまざまな意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	市川育義	取締役会 13回/13回 監査等委員会 13回/13回	公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、取締役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	池本守正	取締役会 13回/13回 監査等委員会 13回/13回	上場会社において監査等委員である取締役・監査役を歴任しており、財務・会計、内部統制および監査に関する専門的な立場からの豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、常勤監査等委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	米田紀子	取締役会 13回/13回 監査等委員会 13回/13回	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

2. 独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役として鈴木正俊氏を選定しております。筆頭独立社外取締役の役割は、経営陣と独立社外取締役との間の連絡役を務め、両者の対話を促進させることです。また、定例取締役会の議題の決定に参画するとともに、必要な場合は社外役員会議を招集し会議の議題を決定して議長を務め、その審議結果を経営陣または取締役会に伝えて議論を促すことなどを行います。
3. 「①取締役の状況（2026年3月31日現在）」注6のとおり、監査等委員である取締役池本守正氏は2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。将来の成長に必要な先行開発投資と、顧客への信用としての確固とした財務基盤の維持のバランスに配慮しつつ、連結配当性向40%程度を目安に安定的な配当の実施を目指してまいります。加えて、中期的には成長投資と強固な財務基盤を維持しながら、さらなる株主利益と資本効率の向上に向けて、総還元性向50%程度を目安に株主還元を促進してまいります。

また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨および毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当期の期末配当金は、当該方針に基づき、2026年5月19日開催の取締役会において、1株当たり25円とすることを決議いたしました（支払開始日：2026年6月4日）。

なお、2025年9月30日を基準日として1株につき25円の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、中間配当金25円と期末配当金25円を合わせた1株当たり50円となりました。

[ご参考] 年間配当金の状況

決算期	1株当たり年間配当額（円）
第12期（2026年3月期）当期（注）1	50
第11期（2025年3月期）	50
第10期（2024年3月期）	48（注）2

- (注) 1. 当期において、配当金総額と自己株式取得額の合計が当期純利益（連結）に占める割合（いわゆる総還元性向）は158.3%であります。
2. 2024年1月1日付で実施した株式分割について、2024年3月期の期首に実施したと仮定して、1株あたり配当額を算定しています。
3. 当期を含む過去3年間の当期純利益（連結）の合計額に対して、当期を含む過去3年間の配当金総額が占める割合は48.3%、当期を含む過去3年間の配当金総額と自己株式取得額の合計額が占める割合（3年間累計でのいわゆる総還元性向）は66.7%であります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>122,819</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,520</b>
現金及び預金	39,541	買掛金	15,789
売掛金	36,875	未払金	3,950
有価証券	5,000	未払費用	5,613
製品	9,957	未払法人税等	1,553
仕掛品	21,128	その他	5,615
未収入金	4,422	<b>固定負債</b>	<b>2,047</b>
前渡金	2,036	株式給付引当金	126
前払費用	3,077	資産除去債務	356
その他	783	その他	1,565
<b>固定資産</b>	<b>44,804</b>	<b>負債合計</b>	<b>34,567</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>23,879</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	2,222	<b>株主資本</b>	<b>130,311</b>
機械装置及び運搬具	91	資本金	33,020
工具、器具及び備品	21,158	新株式申込証拠金	3
建設仮勘定	408	資本剰余金	33,930
<b>無形固定資産</b>	<b>15,142</b>	利益剰余金	74,131
技術資産	13,236	自己株式	△10,773
その他	1,906	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,745</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,783</b>	為替換算調整勘定	2,745
投資有価証券	0	<b>純資産合計</b>	<b>133,056</b>
繰延税金資産	4,624	<b>負債純資産合計</b>	<b>167,623</b>
その他	1,159		
<b>資産合計</b>	<b>167,623</b>		

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		200,834
売上原価		111,057
売上総利益		89,777
販売費及び一般管理費		77,423
営業利益		12,354
営業外収益	380	
受取利息	26	406
営業外費用		
為替差損	903	
その他	101	1,004
経常利益		11,756
税金等調整前当期純利益		11,756
法人税、住民税及び事業税	1,475	
法人税等調整額	1,548	3,023
当期純利益		8,733
親会社株主に帰属する当期純利益		8,733

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>105,859</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,915</b>
現金及び預金	17,963	買掛金	18,067
売掛金	41,604	未払金	3,987
有価証券	5,000	未払費用	4,114
製品	9,957	未払法人税等	1,175
仕掛品	21,128	その他	570
前渡金	2,036	<b>固定負債</b>	<b>456</b>
前払費用	2,895	株式給付引当金	125
未収入金	4,499	資産除去債務	300
その他	774	その他	30
<b>固定資産</b>	<b>45,268</b>	<b>負債合計</b>	<b>28,372</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>22,001</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	718	<b>株主資本</b>	<b>122,756</b>
機械及び装置	0	資本金	33,020
工具、器具及び備品	20,874	新株式申込証拠金	3
建設仮勘定	408	資本剰余金	33,930
<b>無形固定資産</b>	<b>15,124</b>	資本準備金	33,020
技術資産	13,236	その他資本剰余金	909
その他	1,887	<b>利益剰余金</b>	<b>66,575</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,143</b>	その他利益剰余金	66,575
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	66,575
関係会社株式	2,669	<b>自己株式</b>	<b>△10,772</b>
繰延税金資産	4,416		
その他	1,056	<b>純資産合計</b>	<b>122,756</b>
<b>資産合計</b>	<b>151,128</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>151,128</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		198,889
売 上 原 価		111,001
売 上 総 利 益		87,887
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		78,393
営 業 利 益		9,493
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	1,996	
そ の 他	110	2,107
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	746	
そ の 他	88	834
経 常 利 益		10,766
税 引 前 当 期 純 利 益		10,766
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	901	
法 人 税 等 調 整 額	1,535	2,437
当 期 純 利 益		8,329

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社ソシオネクスト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 剣 持 宣 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 晋 一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソシオネクストの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソシオネクスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社ソシオネクスト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 晋 一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソシオネクストの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員阿南剛は、2026年4月26日監査等委員池本守正氏の逝去に伴い、補欠監査等委員より監査等委員に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査等委員から説明を受け、また会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社ソシオネクスト	監査等委員会
常勤監査等委員	市川育義 ㊞
監査等委員	米田紀子 ㊞
監査等委員	阿南剛 ㊞

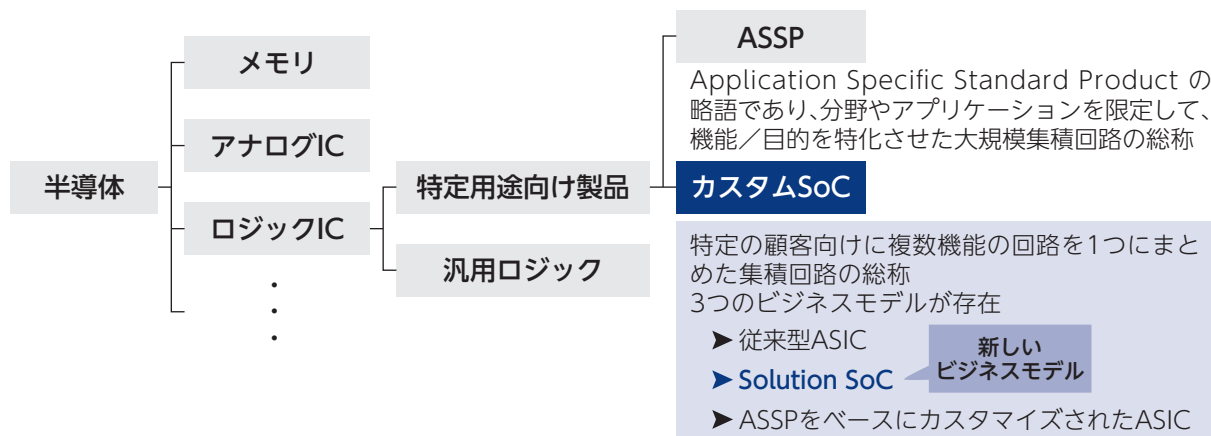
(注) 監査等委員 市川育義、米田紀子及び阿南剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# [ご参考] 当社グループのビジネスモデル

## 半導体市場の中のカスタムSoC市場

当社グループは、ロジックICの中でも特定用途向けの「カスタムSoC」を手掛けております。



<当社の注力分野>



オートモーティブ



データセンター/  
ネットワーク



スマートデバイス



インダストリアル

## Solution SoCビジネスモデルの特徴

1

設計フローの上流(SoCのアーキテクチャ・仕様設計)までカバー

自社でSoCの上流設計を行う能力を持たない顧客にもカスタムSoCを提供

2

ASSP事業からの制約なく最適な技術の組み合わせが可能

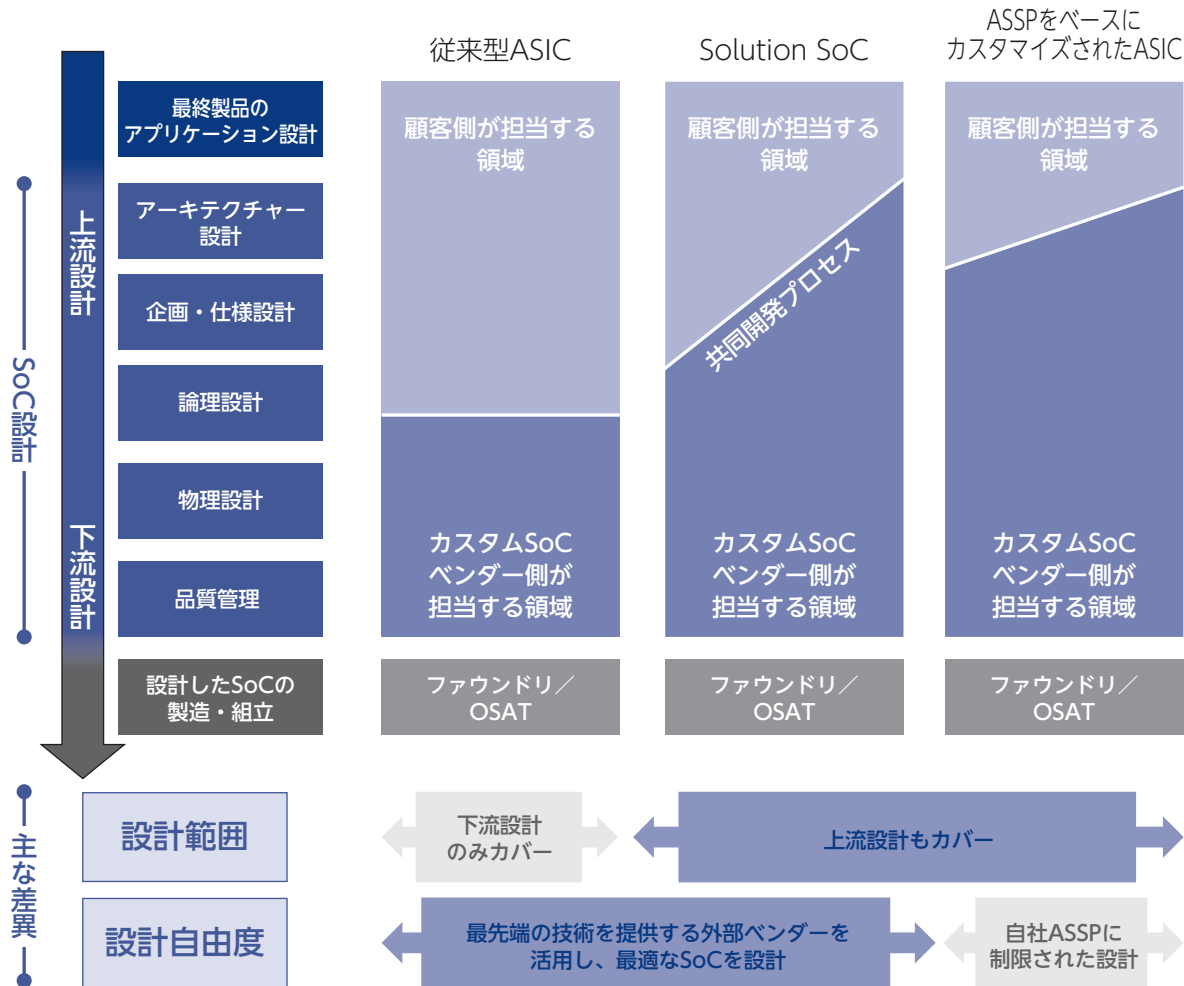
顧客にとって最適なSoCの提供が可能

3

SoC含め最適なシステム・サービスを理解

顧客の求める最適なシステム・サービスを実現するSoCの提供が可能

## ■ ビジネスモデルごとのカスタムSoC設計フローの違い



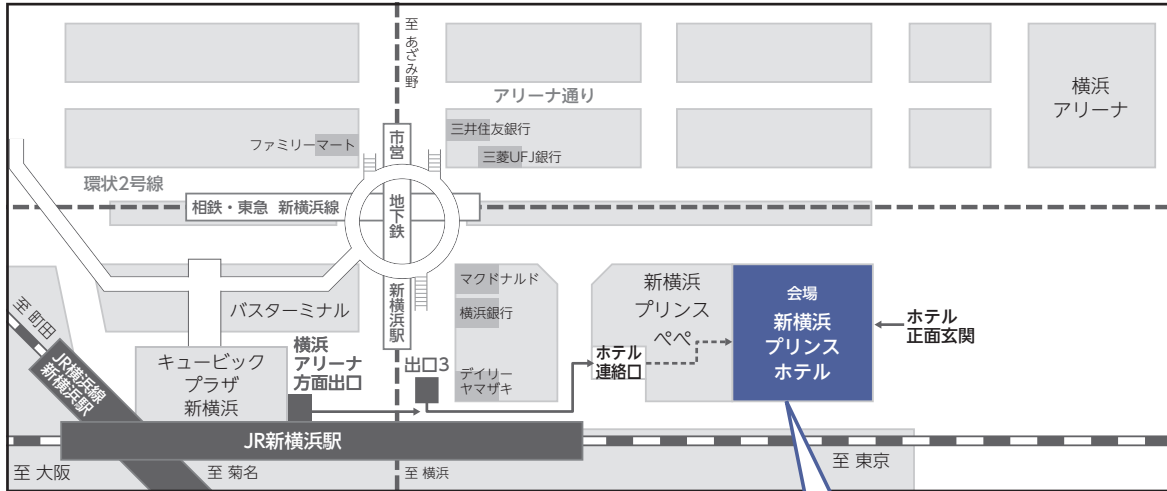
## [ご参考] 半導体業界で使用される主な用語のご説明

(アルファベット順、五十音順で記載)

用語	説明
AD/ADAS	自動車の自動運転 (Autonomous Driving) および先進運転支援システム (Advanced Driving Assistant System) の略語。
IP	Intellectual Propertyの略語。半導体を構成するための部分的な機能単位でまとめられている回路情報であり、外部から購入する調達IPと自社で開発を行う自社IPとに分けられる。
NRE売上	Non-Recurring Engineering 売上の略語。製品の量産化前の開発段階において顧客から受け取る売上のことをいう。NRE売上は、人件費、IP、設計ツール、レチクル、試作品製造等といった、開発段階で発生する設計開発コストに対応し、通常、開発のマイルストーン進捗に応じて複数回にわたって計上される。
OSAT	Outsourced Semiconductor Assembly and Testの略語。半導体製造の後工程 (組立・テスト) の受託を専業とする企業。
SCM	サプライチェーンマネジメント (Supply Chain Management) の略語。製造する製品の部材調達から設計、製造、そして物流を経て、最終的にエンドユーザーの手に渡るまでの流れを統合的に見直し、全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法。
SoC	System on chipの略語。ある装置やシステムの動作に必要な複数の機能を、一つの半導体チップに実装したもの。
システムアーキテクチャー	半導体が搭載されるシステム全体の設計図や構造のこと。
チップレット	複数の半導体チップをブロックのように組み合わせ一つのチップのように扱い、半導体製造の前工程におけるプロセス技術の微細化だけに頼らず、より高度な機能や性能を実現する半導体のパッケージング技術の一つ。
テストボード	評価ボードとも呼ばれ、半導体チップなどの製品を試用して評価を行うために作成・提供される、動作に必要な周辺チップや回路、端子などを搭載したプリント基板。
テープアウト	半導体の設計工程を完了し、回路情報を転写するためのレチクル製造工程に移る段階。
デザインメソドロジー	半導体を設計・開発するためのツールなどを含む一連の半導体設計手法。
半導体エコシステム	半導体の設計、開発、製造を支える複数の半導体関連企業が連携するビジネス関係の構造。
パッケージング技術	半導体の製造工程のうち後工程と呼ばれる半導体チップを外部から守るパーツで保護し、かつ電氣的に接続するための工程における技術。
ファウンドリー	半導体製造の前工程の受託を専業とする企業。
レチクル	半導体の製造工程で使用され、設計した回路情報をシリコンウエハに露光装置を通して転写するためのガラス基板。

# 定時株主総会 会場ご案内図

会場 新横浜プリンスホテル 4階「若菜」  
 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地



## 交通 ■ J R 新横浜駅

横浜線「北口」から徒歩2分  
 東海道新幹線「東口」または「西口」から徒歩2分  
 ※「横浜アリーナ方面出口」へとお向かいください。

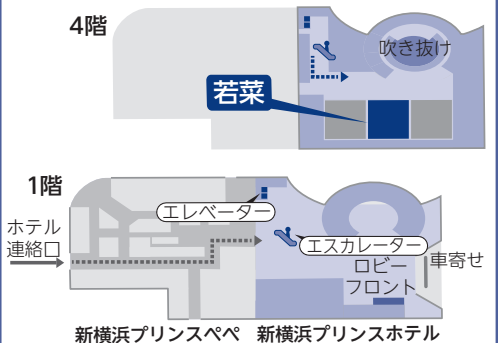
- 横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅
- 相鉄・東急新横浜線 新横浜駅

「出口3」から徒歩2分

※株主総会のお土産をご用意しておりません。  
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## フロア詳細図

エスカレーターにて4階へお上がりください



socionext



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。